

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	非上場株式等の信託を利用した事業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設等	
税 目	相続税（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2、第 70 条の 7 の 3、第 70 条の 7 の 4）、贈与税（租税特別措置法第 70 条の 7）	
要 望 の 内 容	<p>非上場株式等の信託を利用した事業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予制度を創設する。</p> <p>また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（平成 21 年度税制改正により創設。以下「現行納税猶予制度」）について、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「経営承継法」）に基づく認定等の運用状況等を踏まえた所要の見直しを行う。</p>	
	減収見込額	29 百万円 ( - )

新  
設  
・  
拡  
充  
又  
は  
延  
長  
を  
必  
要  
と  
す  
る  
理  
由

### (1) 政策目的

多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供すること等により我が国の経済の基盤を形成している中小企業が、信託を利用して事業承継を行う際に、当該信託に係る相続税・贈与税の負担の軽減を図るとともに、現行納税猶予制度に係る所要の見直しを行うこと等を通じ、中小企業における経営承継の円滑化を図り、もって事業の継続・発展を通じた雇用の確保、経済活力の維持を実現する。

### (2) 施策の必要性

平成21年度税制改正において、「非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度」及び「非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度」が創設されたところ。

他方、平成19年9月30日に施行された改正信託法により、事業承継に活用可能な信託の種類が創設・明確化された。今後、信託スキームを活用し、より安定的な事業承継の取組が加速することが期待される。

こうした状況を踏まえ、中小企業における事業承継の円滑化を通じ、雇用の確保、経済活力の維持・向上を図る観点から、現行納税猶予制度の創設に続き、非上場株式等の信託を利用した事業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設を図ることが必要である。

なお、「平成21年度与党税制改正大綱」（平成20年12月12日公表）において、「信託を利用した事業承継については、平成21年度中に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」において株式と実質的に同一視できる信託受益権の範囲を法令上明確にした上で、納税猶予制度の適用に係る検討を行う。」と記載されている。

加えて、適切な制度の運用等の観点から、現行納税猶予制度についても、その適用の基礎となる経営承継法に基づく認定等の運用状況等を踏まえ、所要の見直しを行っていくことが必要である。

### (3) 要望の措置の妥当性

非上場株式等の信託を利用した事業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設は、株式等と実質的に同一視できる信託受益権に特定して課税の特例を設けるものであり、上述した施策の必要性、現行納税猶予制度の適用対象とのバランス等を鑑みると、妥当な措置と考えられる。

また、適切な制度の運用等の観点から、現行納税猶予制度についても、その適用の基礎となる経営承継法に基づく認定等の運用状況等を踏まえ、所要の見直しを行っていくことは妥当であると考えられる。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	4 . 中小企業・地域経済産業政策 22 経営安定・取引の適正化
	政策の達成目標	中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。 特に、中小企業経営者が後継者に対して事業承継を行う局面において、それらに起因して発生する中小企業の事業継続に与える悪影響を防止する。
	租税特別措置の適用又は延長期間は	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【事業承継関連税制】 ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法69条の4）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・企業再建・事業承継支援資金の貸付対象・貸付金利の拡充 ・事業承継支援センターの設置を始めとする事業承継関連予算（平成22年度要求：29億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継支援センターを始めとする予算事業、事業承継資金融資制度、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律そして事業承継税制が一体となって、事業承継の円滑化が実現可能。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	政策の達成状況	（平成21年度税制改正で創設された制度であり、今後、経営承継法の認定実績等を踏まえて把握していく。）
	租税特別措置の適用実績	（平成21年度税制で創設された制度であり、現時点での適用実績はない）
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	（「政策の達成状況」に同じ）
	前回要望時の達成目標	事業承継の円滑化の実現による地域経済と雇用を支える中小企業の活性化
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	

これまでの 要望経緯	平成14年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設
	平成15年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用
	平成16年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ
	平成18年度改正	物納手続の改善
	平成19年度改正	種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設
	平成20年度改正	平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱）
	平成21年度改正	20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設